

令和6年度奨学のための給付金 新入生に対する早期給付申請について

○奨学のための給付金とは

埼玉県では、高校生等の授業料以外の教育費の負担を軽減するため、返済の必要のない「奨学のための給付金」を支給しています。

生活保護（生業扶助）受給世帯又は住民税の所得割が非課税の世帯が対象で、世帯構成や在籍校に応じた額の給付を受けることができます。

○早期給付とは

通常の申請（一般申請）は7月から受け付けますが、以下の要件を満たし、希望する場合には給付額の一部を一般申請より早く受給できます。（ただし、7月に改めて申請を行う必要があります。）

- ①新入生（新一年生）である。
- ②令和6年4月1日現在、生活保護（生業扶助）を受給している 又は 令和5年度の住民税所得割が非課税である。
- ③令和6年4月1日時点で、保護者等が埼玉県内に在住である。
※県外に在住の場合、在住する都道府県に申請します。
- ④生徒が高等学校等就学支援金の対象校に在籍し、かつ高等学校等就学支援金（学び直し支援金含む）の受給資格を有している。

○申請上の注意点

- ・新入生に対する早期給付の申請は、給付年額の3か月分（4月から6月分）のみが対象です。
7月以降分を受給するためには、7月に改めて申請をしていただく必要があります。
各提出書類も、改めてご提出いただきます。
- ・早期給付と一般申請がともに対象となった場合でも、給付される年額が増えるわけではありません。
- ・早期給付を申請せず、7月に一般申請をされた場合、年額を一括で、原則令和6年度中に県から直接希望の口座に振り込みます（書類に不備等があった場合、遅れる可能性があります。）。
- ・提出期限を厳守してください。期限後の申請は受付できません。

○申請方法

お手元に次の書類をご用意の上、当課のホームページから電子申請を行ってください。

- 1 令和6年4月1日以降に取得した住民票（世帯全員分・続柄記載、個人番号なし）
- 2 「振込用の金融機関名（コード）、支店名（コード）・口座番号・口座名義」がわかるもの
- 3 令和5年度（非）課税証明書又は生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書
- 4 在学期間が発行した在学証明書

【訂正】

当初、提出書類に「5 扶養誓約書」と記載しておりましたが、電子申請の場合は提出の必要はございません。

電子申請の対応が難しい場合は、下の「電子申請の対応が難しい場合」をご覧ください、提出書類をご用意ください。

○電子申請の受付期限

令和6年5月31日（金曜日）まで

○給付額

申請対象生徒	世帯区分		給付額
全日制の高等学校等に在籍 通信制の高等学校等に在籍	生活保護(生業扶助)受給世帯		13,150円
全日制の高等学校等に在籍 本制度でいう「兄弟姉妹」は、 15歳(中学生を除く)以上23歳未満の 兄弟姉妹を指します。 (平成13年4月3日～平成21年 4月2日生まれ)	住民税の 所得割が 非課税	・申請対象生徒に <u>兄弟姉妹</u> がない場合 ・申請対象生徒は <u>兄弟姉妹</u> の中で最年長であり、保護者等が通信制 高等学校又は高等学校等専攻科(※1)に在籍している他弟妹を扶 養(※2)していない場合	35,650円 (第一子区分)
		申請対象生徒は <u>兄弟姉妹</u> で最年長であり、保護者等が通信制高等 学校又は専攻科(※1)に在籍している他弟妹を扶養(※2)している 場合	38,000円 (第二子以降区分)
		申請対象生徒は <u>兄弟姉妹</u> の中で最年長ではなく、保護者等が高校 生等(※3)の他兄弟を扶養(※2)している場合	
		保護者等が申請対象生徒以外に高校生等(※3)ではない <u>兄弟姉妹</u> を扶養(※2)している場合	
通信制の高等学校等に在籍 高等学校等専攻科に在籍	—		13,025円

※1 高等学校及び中等教育学校（後期課程）の専攻科の学科のうち、「大学への編入学基準を満たす課程を有するもの」又は「国家資格者養成課程を有するもの」のことを指します。

※2 健康保険において、申請対象生徒と兄弟姉妹の被保険者が同一であることを指します。

※3 高等学校等就学支援金の対象校に在籍し、かつ高等学校等就学支援金（学び直し支援金含む）の受給資格を有している生徒を指します。

○振込について

6月末～8月末の間に、ご申請いただいた方から順に給付金の振込を行っております。不備等があった方については不備等解消後に順次振込を行っておりますので、ご了承ください。

振込日のお問合せにはお答えできません。振込の3日前から当日までに給付金額と振込日を記載した交付決定通知書を各申請者住所宛てに郵送しております。通知書にて振込日のご確認をお願いします。

○電子申請の対応が難しい場合

電子申請の対応が難しい場合は、以下の提出書類を当課へ簡易書留で郵送してください。

紙申請の受付期限：令和6年5月31日（金曜日）まで（当課必着）

郵送先：〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県学事課高等学校担当宛て

※申請書到着確認のお問合せにはお答えできません。到着を確認したい場合には

簡易書留等により送付することで郵便局のホームページ等で到着を確認できます。

○提出書類

様式は学事課ホームページに掲載してあります。

学事課から郵送することもできますので、ご希望の場合はご連絡ください。

	提出書類	対象世帯
1	埼玉県私立高等学校等奨学のための給付金受給申請書	全世帯
2	振込口座届及び振込口座の通帳のコピー	全世帯
3	在学証明書	全世帯 在籍校に基準日現在の在籍を証明してもらうもの ※様式は学事課ホームページ参照
4	世帯全員の住民票（続柄が記載されたもの） ※マイナンバーが記載されていないもの	全世帯 ※基準日（※1）以降に発行されたものが必要
5	①生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書 又は ②生業扶助を受給していることがわかる福祉 事務所発行の証明書	生活保護（生業扶助）受給世帯 ※様式は学事課ホームページ参照 ※基準日（※1）以降に証明を受けたものを提出 してください。
6	親権者（保護者）全員の令和5年度（非）課税証明書 （道府県民税所得割及び市町村民税所得割の記載があるもの）	非課税世帯
7	扶養誓約書	非課税世帯 ※兄弟姉妹がない、申請対象生徒が通信制高校 又は専攻科に通学している場合は不要
8	個人対象要件証明書	高等学校等専攻科に在籍する場合に必要

※1 令和6年4月1日。4月2日以降に入学の場合、入学月の1日（1日付け入学の場合は入学日）。

○本事業に関するお問い合わせ

埼玉県総務部学事課「学費軽減ヘルプデスク」

TEL：048-830-2725（平日：午前8：30～午後5：15）

より詳しく知りたい方はこちら

埼玉県私立 奨学のための給付金

検索

埼玉県総務部学事課